

●香川県告示第4号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、令和3年1月8日から同月29日まで一般の縦覧に供する。

令和3年1月8日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 善通寺詫間線（48号）
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
三豊市詫間町松崎字山下86番 7地先から 三豊市詫間町松崎字山下 165番2地先まで	13.5~31.9	145	平成20年香川県告示第420号で 変更した区域の一部 令和元年香川県告示第76号で変 更した区域

- 4 供用開始の期日 令和3年1月8日